

## 食の安全安心リスクコミュニケーション「食品添加物と食の安全安心」を開催します

普段手にする食品には、広く食品添加物が用いられています。「食品添加物って安全なの？」  
「無添加と聞くと安全に感じるけど、実際は怎なの？」こういった疑問にお答えし、食品添加物の役割や安全性などについて詳しく解説します。

この機会に、**食品添加物に関する不安・疑問を解消**しませんか？

日時 令和6年1月17日（水）13：30～16：00

会場 いわて県民情報交流センター「アイーナ」7階小田島組☆ほ～る  
（盛岡市盛岡駅西通1-7-1）



### ●御講演

ホントに安全？ 食品添加物のリスクを議論する

講師 山崎 毅氏（NPO 法人食の安全と安心を科学する会 理事長）

### ●意見交換・質疑応答

### ◆お申込み方法

令和6年1月9日（火）までに、電話、メール又はFAXにより、①所属、②氏名、③居住市町村名、④連絡先（電話番号等）を添えて、県庁・県民くらしの安全課 食の安全安心担当までお申し込みください。

電話 019-629-5322 メール AC0009@pref.iwate.jp FAX019-629-5279

- ・もし上記期限を過ぎても会場に空きがある場合は受付しますので、下記までお問合せください。
- ・お申し込み後、御参加いただけない場合のみ、事務局より御連絡します。

※ チラシ（FAX用申込用紙）は、県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/izenanshin/shoku/1022334/1066579/1070422.html>

事業譲渡に関する手続が整備され、2023（令和5）年12月13日から、承認手続または届出により、営業者の地位の承継が可能になりました

※事業譲渡を行おうとする場合は、管轄の保健所に事前に相談してください。

生活衛生関係営業等の営業者の皆さまへ

## 事業譲渡に関する手続が整備されます 2023年12月13日から、承認手続または届出のみとなります

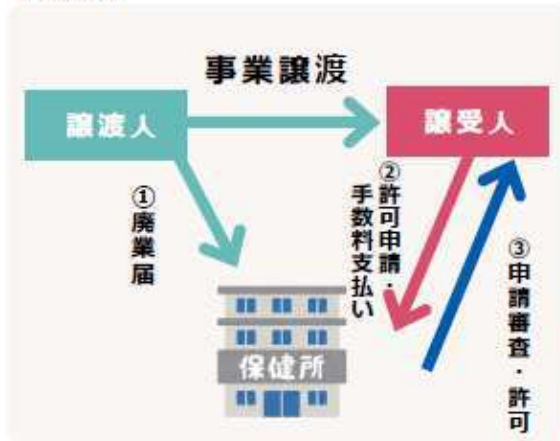
1 2023（令和5）年12月13日から、以下の営業の事業譲渡について、合併・分割・相続の場合と同様に、譲受人は、新たな許可の取得等を行うことなく、承認手続または届出により、営業者の地位を承継することとなります。

### 対象となる営業（根拠法）

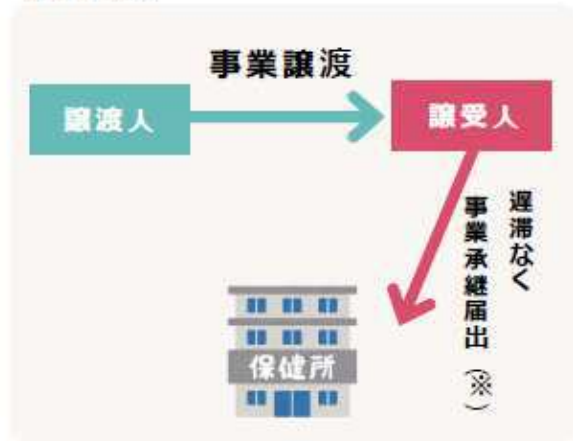
- ・ 旅館業（旅館業法） ※要事前申請
- ・ 食品衛生法に基づく営業（食品衛生法）
- ・ 理容所の営業（理容師法）
- ・ 興行場営業（興行場法）
- ・ 浴場業（公衆浴場法）
- ・ クリーニング所又は無店舗取次店の営業（クリーニング業法）
- ・ 美容所の営業（美容師法）
- ・ 食鳥処理業（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律）

例：飲食店営業の事業譲渡（食品衛生法） 注：法律によって取扱いが異なります。旅館業法の場合、改正後は届出ではなく承継手続が必要です。

【現状】



【改正後】



※承継届のほか、譲渡を証する書類等の添付が必要です。

2 譲渡人は、事業譲渡を行おうとする場合、管轄の保健所にあらかじめ相談するようお願いします。また、譲渡人は、必要に応じて譲受人と連携し、保健所に対し、事業譲渡後の衛生管理や事業の方針等の説明を適切に行ってください。

◇ お問い合わせ先 岩手県 県民くらしの安全課 生活衛生担当（電話：019-629-5360）

岩手県性犯罪・性暴力被害者支援

## 「はまなすサポート」

「はまなすサポート」とは、性犯罪・性暴力の被害に遭われた方に、産婦人科及び精神科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連支援、弁護士による法的支援等を連携して行う支援体制です。

あなたの大切な心とからだ、そして未来のために、あなたと一緒に考えていきます。

まずは#8891（はやくワンストップ）または「はまなすサポートライン」（019-601-3026）にお電話ください。国の夜間休日対応コールセンターと連携し24時間365日相談をお受けしています。

○ 女性の相談員が対応します ○

誰にも相談できず悩んでいませんか？  
ひとりで抱え込まないで、わたしたちに相談してください。  
絶対に他人に知られることのないよう、秘密は厳守します。

岩手県性犯罪・性暴力被害者支援

### はまなすサポート

全国共通短縮番号 **#8891** はやくワンストップ

相談専用電話 **019-601-3026**  
(はまなすサポートライン)

国の夜間休日対応コールセンターと連携し  
24時間365日相談をお受けします。



ホームページは  
こちらから



はまなすサポート

検索

◇お問い合わせ先 消防安全課 県民安全担当（電話：019-629-5266）



お試しのつもりで  
注文したら  
定期購入だった。  
高額なサポートプランを  
勧誘された。

脱毛エステの体験で  
店舗へ行ったら、全身脱毛の  
説明をしつこくされて  
契約してしまった・・・  
簡単に稼げるという  
広告を見て登録したら、  
高額なサポートプランを  
勧誘された。

ちょっと  
待て〜い!

相談  
無料

令和5年度  
若年者の消費者トラブル110番週間  
令和6年1月15日(月)~19日(金)

契約は  
慎重に!



お試し価格

短時間で稼げる

モニター

すぐに元がとれる

今だけ

〇〇するだけで稼げる

広告や勧誘を  
うのみにしない!



- 商品やサービスの契約
- 悪質商法
- 多重債務

消費生活トラブルで困ったときは、  
一人で悩まず相談!  
お気軽にご相談ください!



相談対応機関

県内12カ所の消費生活センター等  
(相談機関名、電話番号、受付時間は裏面をご覧ください。)

消費生活トラブルの被害・ご相談、詳しい情報などはホームページまたはSNSをご覧ください。

岩手県立  
県民生活センター  
ホームページ



Facebook



X(旧Twitter)



Instagram



# 岩手県内相談機関一覧

相談受付機関・所在地	お住まいの市町村	電話番号及び相談受付時間
盛岡市消費生活センター 盛岡市内丸3-46 (盛岡市役所内丸分庁舎4階)	盛岡市、八幡平市、 滝沢市、雫石町、 葛巻町、岩手町、 紫波町、矢巾町	☎019-624-4111 平日 9:00~16:00
花巻市市民生活総合相談センター 花巻市花城町9-30 (花巻市役所)	花巻市	☎0198-41-3550 平日 9:00~17:00
北上市消費生活センター 北上市芳町1-1 (北上市役所)	北上市、西和賀町	☎0197-72-8203 平日 8:30~17:00
奥州市総合相談室 奥州市水沢大手町1-1 (奥州市役所本庁)	奥州市、金ヶ崎町	☎0197-34-2915 平日 9:00~17:00
一関市消費生活センター 一関市竹山町7-2 (一関市役所本庁)	一関市、平泉町	☎0191-21-8342 平日 8:30~17:15
大船渡市消費生活センター 大船渡市盛町字宇津野沢15 (大船渡市役所)	大船渡市、陸前高田市、 住田町	☎0192-27-3111 (内線134) 平日 8:30~17:15
遠野市消費生活センター 遠野市新町1-10 (遠野市民センター)	遠野市	☎0198-62-6318 平日 9:00~16:30
釜石市消費生活センター 釜石市只越町3-9-13 (釜石市役所第1庁舎)	釜石市、大槌町	☎0193-22-2701 平日 8:30~17:15
宮古市消費生活センター 宮古市宮町1-1-30 (宮古市役所)	宮古市、山田町、 岩泉町、田野畑村	☎0193-68-9081 平日 8:30~17:00
久慈市消費生活センター 久慈市川崎町1-1 (久慈市役所)	久慈市、洋野町、 野田村、普代村	☎0194-54-8004 (内線611・612) 平日 9:00~16:00
二戸消費生活センター 二戸市石切所字荷渡6-3 (岩手県二戸地区合同庁舎)	二戸市、一戸町、 軽米町、九戸村	☎0195-23-5800 平日 9:00~16:00
岩手県立県民生活センター 盛岡市中央通3-10-2	県内全域	☎019-624-2209 平日 9:00~17:30 土・日 10:00~16:00 メール syohi@pref.iwate.jp 県民生活センターでは、メールによる消費生活相談も受け付けています。 ※消費生活相談員が相談内容を確認の上、電話で回答します。メールでの回答はしておりません。

※「若年者の消費者トラブル110番週間」以外も随時、ご相談を受け付けます。

上記のほかに、消費者ホットライン「188(局番なし)」に電話するとお近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口につながります。

電話でのご相談の場合は、つながった時点から通話料金が発生します。